

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

社会福祉法人東京コロニー
理 事 会 御 中

永 和 監 査 法 人
東京都中央区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

津村 玲

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

佐藤 弘章

<計算関係書類監査>

監査意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づき、社会福祉法人東京コロニーの2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目をいう。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類のうち監査意見の対象とされていない部分並びに、財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示

する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づき、社会福祉法人東京コロニーの2023年3月31日現在の2022年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査報告書

2023（令和5）年6月2日

社会福祉法人 東京コロニー

理事長 中村 敏彦 殿

監事

み ね 伸 和



監事

神 野 敏 夫



私たち監事は、2022（令和4）年4月1日から2023（令和5）年3月31日までの2022（令和4）年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- （1）理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- （2）事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- （3）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

監査報告書

2023（令和5）年6月2日

社会福祉法人 東京コロニー

理事会 御中

監事 唐所 淳

私は、2022（令和4）年4月1日から2023（令和5）年3月31日までの2022（令和4）年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- （1）理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- （2）事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- （3）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書のうち、当年度中に事業を終了した「もみじやま収益事業」に係る報告の一部につき、下記のとおり、法人の状況を正しく示しているものと認められませんでした。

記

事業報告及び事業所別事業報告（以下、本事業報告等）において「もみじやま収益事業」（以下、本収益事業）の終了に至る経緯の説明につき、不動産賃貸契約の借主である「整骨院事業責任者の体調不良により（契約の）継続が困難」となったこと、及び、本収益事業の終了が「中野区とも協議のうえ」であること、の記載がある。

しかしながら、当初「医療連携」を目的として自ら始めた本収益事業を短期間で閉鎖するに至った原因はすべて東京コロニー（以下、当法人）にあり、施設の一借主に過ぎない民間事業者の一身上の都合にその責を帰すべきものではない。

また、中野区との「協議」は当法人における本収益事業の終了を前提とした（中野区への）報告であり、中野区が本収益事業の終了そのものに主体的に関わっているものでもない。

本収益事業終了の責任を暗に両関係者へ転嫁するような記載は、それぞれに対し非礼にあたるとともに、本事業報告等の読者を誤導するものであり、不適切である。

②理事の職務の執行に関し法令に違反する下記の事実が認められました。

記

2022(令和4)年12月3日開催の第322回理事会第3号議案所長級嘱託再雇用の承認（以下、本議案）に係る手続きにおいて、審議対象者9名のうち理事兼務者5名につき利益相反取引に該当するため、社会福祉法第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条の規定により、その際、当該取引に係る重要な事実の開示が求められているにもかかわらず、取引に係る重要な事実である取引金額の開示がされないまま審議及び承認決議が行われた。

また、本議案を審議する理事（理事長含む総勢7名のうち議長（理事長）と退席する個別の議案該当者を除く）計5名のうち4名が常に本議案の対象者であり、利害関係を同じくする（法人と利益相反取引をする）理事が多数を占める中での審議であり、法人利益を最優先するための公正さと客観性が認められなかった。これは理事が法人事業運営上当然に負うべき善管注意義務（社会福祉法第38条）、忠実義務（社会福祉法第46条の16第1項）に違反する行為である。

なお、所長級職に定年後の嘱託再雇用者を登用する契約の漫然たる更新は、法

人規程「嘱託就業規則」第4条の本旨を無化する行為であり、それが理事兼務者であれば、理事への特別の利益供与を禁止する社会福祉法第27条に抵触しているおそれがある。

昨年度の監査報告で指摘した行為が是正されずに繰り返されたため、理事会に対し議案の差し戻し請求（＊）を提出したが、その後、2023年3月18日開催の第323回理事会で残り1名の理事に係る所長級嘱託再雇用契約の更新議案（以下、追加議案）が提出され、審議及び承認決議が行われた。追加議案に係る法令違反の内容は本議案と同様である。

（＊）差し戻し請求とその経過については別添資料（p.6～23）のとおり。

なお、請求内容を知る上で直接必要のない名称等は黒塗りしている。

③内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監事意見

（1）もみじやま収益事業の失敗に係る責任の明確化について

中野区へのプロポーザル（提案）で始まったもみじやま収益事業が、今回、短期間のうちに閉鎖せざるを得なくなった最大の原因は、不十分な事前準備と計画、及び、社会福祉法人の収益事業制度に対する理解の欠如にある。法人施設内にクリニックを誘致するという「医療連携」が実現可能かどうかは提案前に確認しておくべきことであり、また、当該「医療連携」が社会福祉法上の「収益事業」となる以上、区からの財政支援（補助金）を当てにする性質の事業ではないことも、事前に知っておくべきことである。

短期間での閉鎖により、社会福祉事業に還元する予定の収益がほとんど得られなかっただけでなく、施設内の当初内装工事費用及び閉鎖に伴う撤去費用その他を合わせ、約2500万円の未回収のコストが生じた。これら未回収のコストは最終的に社会福祉事業からの収入を原資に穴埋めせざるを得ず、また、空いたスペースの活用としてのIT事業部門の移転による家賃縮減策も、移転部門の利用者・従業員には、自己に何ら責任のない問題の解決のために就業地の変更を余儀なくされ、多大な負担を強いられる結果となっている。

もみじやま収益事業の失敗に係る責任の所在を明確にする上で、実施責任者に対する相応の処分が必要である。

(2) 「常務会」「所長会」に係る規定の定款施行細則からの除外について

定款に定めのない「常務会」「所長会」といった会議体に係る規定を定款施行細則中に含めることで、これら会議体に無用な重み付けがなされ、平成 29 年改正法が定める理事会を中心としたガバナンス体制の構築上、弊害がある。これら会議体について規定する場合には、定款施行細則とは別にすべきである。

定款施行細則は、定款に定められた事柄に係る施行上の細則である。

(3) 法人諸規程のすべての改廃権限を理事会とすることについて

ガバナンス体制構築の観点から、上記(2)の実施と併せ、理事長専決事項の範囲を「日常の業務」とする法令等の本旨を踏まえ、法人諸規程のすべての改廃権限を理事会に属するものとする必要がある。

現状、「理事長改廃規程」と称し、諸規程のうちのいくつかを理事長専決事項と定めているが、理事長単独での規程の改廃は困難である。単独ではなく「常務会」(常勤理事)で行うと主張するのであれば、規程はすべてその効果が法人全体に及ぶものである以上、それはむしろ監事も出席する理事会で行うべきである。

(4) 嘱託就業規則改定の必要について

嘱託就業規則の以下の条項につき、改定が必要である。

(i) 嘱託就業規則第 4 条

この規定の本旨(原則)は、法人の円滑な世代交代と財政の健全性維持のため雇用期間の更新を一定年齢までに制限することにある。第 4 条中の例外規定(理事会又は担当常務理事が特に必要と認める場合には一定年齢後も更新できるという規定)の適用が常態化し、漫然とした更新が許容されれば、世代交代(後継者育成)の必要性は希薄になり、結果、既得権(聖域)の醸成・維持と財政負担の増加、次世代が得るべき機会と利益が失われる。

特に理事に関しては、上記 2. 監査の結果(1)②に記載のとおり、現状、理事長を除く理事 6 名全員が嘱託再雇用更新の該当者であり、かつ、利益相反の当事者である。

報酬に関わる例外規定は、一旦適用を始めるとその後の中止と新規該当者への不適用が著しく困難となる。したがって、規定の本旨(原則)に立ち返るため、例外規定を速やかに削除すべきである。

(ii) 嘱託就業規則第 3 条第 1 項

ここでは、嘱託は各事業所長と個々に契約を締結する、但し、事業所長以上の常勤嘱託については理事長と契約を締結する、と定められているが、いかなる立場であれ、被用者の雇用契約相手は法人(社会福祉法人)であり、事業所長や理事長等の個人ではないため、誤解を招くおそれのある表現は削除すべきである。

(5) 資金使途制限への抵触について

各福祉事業所から法人本部への資金の繰入れは、厚労省通知に基づき、各事業所の年度の事業活動資金収支差額がプラスであり、かつ、当期資金収支差額合計がマイナスにならない範囲においてのみ認められる（資金使途制限）。

この点、当会計年度（2022 年度）において、当期資金収支差額合計がマイナスの以下の事業所（＊）からの法人本部への分担金の繰り入れが、制限に抵触している。

（＊）コロニー東村山は事業活動資金収支差額もマイナスである。

＜事業所＞	＜分担金繰入超過（制限抵触）額＞
(i)コロニー中野	4,009,000 円
(ii)コロニー東村山	10,691,000 円
(iii)もみじやま支援センター	2,704,212 円

そもそも障害福祉事業所の財源は各事業所の事業のために使われるべきものであり、法人本部人件費等の固定費用は、各事業所の健全な運営に支障のない範囲で賄うことが許容されるにすぎない。収支がマイナスの事業所にはその改善が求められるが、法人全体の観点からは、制限を遵守するため、嘱託再雇用の漫然たる更新をやめるなどのコスト削減が必要である。

以 上

令和4年12月4日

理事会御中
監事各位

監事



理事会に提出された議案の差し戻し請求

令和4年12月3日開催理事会に提出された議案のうち第3号議案（所長級嘱託再雇用に関する件）（以下、本議案という。）の審議につき、以下の理由により重大な瑕疵が認められたため、差し戻しを求める。

【理由1】

理事長（議長且つ本議案の提案者）を含む総勢7名の理事のうち、以下の5名が本議案の該当者であり、利益相反取引の該当者である。審議上、該当者一人ひとりがその都度退席し審議に加わらなかったとしても、5名中4名が常に本議案の直接的な利害関係者であり、法人利益を最優先するための審議の公正さと客観性が認められなかった。

本議案の該当者である理事

1. 
2. 
3. 
4. 
5. 

本来、利益相反取引は例外的に許容されるに過ぎず、審議に利害関係者が一切含まれぬよう今後速やかな是正が必要だが、本議案の審議を最低限有効と見做し得るには、常時審議に参加する5人のうち少なくとも3人以上が利害関係を持っていない（かつ、その3人のうちの2人以上が反対しない）ことが必要である。

【理由2】

利益相反取引の審議であるにもかかわらず、重要な取引条件である報酬額の開示が一切されなかった。再三の指摘にもかかわらず開示を拒否し契約更新を続けているが、所長級嘱託再雇用者に支払われる報酬のうち「基本給」とされる部分は規定に定めが存在していない以上、個別の具体的な報酬予定総額の開示は、審議を有効なものとするために必要不可欠である。

以上を速やかに是正し、修正議案の再提出並びに審議をすること。

なお、本議案のうち、理事以外の者を対象としたものについては、本差し戻し請求の対象外である。

以上

令和4年12月9日

監事 富所 淳 殿

社会福祉法人東京コロニー

理事長 中村 敏彦



議案の差し戻し請求への回答

令和4年12月4日付 貴殿からの議案の差し戻し請求について、下記のとおり回答する。

【理由1】について

貴殿は、「7名の内5名が再雇用議案の該当者であり、利益相反取引の該当者である」と指摘しているが、本再雇用の議決は、そのひとり一人独立した議案であって、一人の理事者に関わる再雇用の議案について、他の理事者との利害関係が生ずる余地はなく、利益相反とする理由はない。

即ち、一人ひとりに再雇用の要件が存するか否かは、ひとり一人異なるものであって、議決権を有する理事者は否決し得るからである。従って、該当者が退席のうえの議決に、利益相反と判断すべき理由は何ら存在しない。

加えて、貴殿は、「法人利益を最優先するための審議の公正さと客観性が認められない」と指摘しているが、該当者の給与は、各拠点の管理監督の代表として適正な給与額であり、法人利益に悪影響を与えるものではない。

さらに、貴殿は、「常時審議に参加する」理事者の人数条件を指摘しているが、現在の理事者は理事長を除く6名全員が常勤嘱託を兼務しているものであり、この指摘が妥当だとしたら、現在の理事会そのものが成り立たない。

【理由2】について

貴殿は、本審議について、「重要な取引条件である個別の報酬額の開示」を求め、「報酬額の開示が一切されておらず契約更新を続けている」と指摘しているが、報酬は、理事会で承認された「定款」ならびに「役員報酬規程」、「嘱託就業規則」、「給与規程」に基づき定めた給与であり、「令和元年度社会福祉法人役員研修会資料（社会福祉法人の指導監査におけるよくある指摘と対応策）」（資料裏面）によると、「理事が職員を兼務している場合、職員として受ける給与等は含まれない」とされており、報酬額を個別に開示する必要性は認められない。

加えて、この間の理事会及び評議員会では、「当法人の顧問弁護士、ならびに東京都社会福祉協議会経営相談室」の見解も資料として添付して説明しているのであって、理解していただけない理由が分からない。

従って、本議案に対する差し戻し請求には、応じられない。

以上

【監査事項7】理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。

【監査事項8】役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。

(指導監査ガイドライン：I-8-(1)-2・3, I-8-(2)-1)

【よくある指摘】

- 理事及び監事の報酬等の額（無報酬である場合にはその旨）を評議員会の決議により定めていない。
- 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準（無報酬である場合にはその旨の規定）について評議員の承認を受けていない。
- 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準をインターネットで公表していない。

【対応策】

- 理事、監事及び評議員の報酬等について、以下の点を確認する。

確認項目	確認書類
理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。	定款、評議員会議事録
報酬等支給基準（役員等報酬規程）について、評議員会の承認を受けているか。	評議員会議事録、報酬等支給基準（役員等報酬規程）
報酬等支給基準（役員等報酬規程）について、インターネットで公表しているか。	法人ホームページ

※ 報酬等の額の定めと報酬等の支給基準は、報酬等の有無にかかわらず、必ず両方を規定する必要があることに留意する。（定款に無報酬と定めた場合のみ、報酬等の支給基準の作成が不要）

【解説】

- 評議員、役員（理事及び監事）の報酬等（注）については、法人の公益性を確保するとともに、法人の事業運営の透明性の向上を図るために情報公開を徹底する観点から、

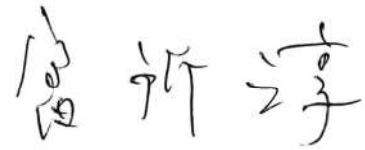
- ① 報酬等の額について、次の方法で定める
 - i 評議員：定款で定める
 - ii 役員：定款で定める、又は、評議員会の決議により定める
- ② 評議員、理事、監事の報酬等の支給基準を作成し、評議員会の承認を受け、公表する
- ③ 評議員、理事、監事の区分毎の報酬等の額の総額を公表する必要がある。

（注）「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。また、評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しないが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれるものである。また、理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は含まれない。

令和4年12月12日

理事会御中
監事各位

監事



理事会に提出された議案の差し戻し再請求

令和4年12月9日付け「議案の差し戻し請求への回答」（以下、回答）を受け、以下に返答するとともに、重ねて差し戻しを求める。

回答「【理由1】について」への返答

本議案の議決は各人ごとに独立しており、議決権を有する理事は否決し得ると主張するが、議案該当理事の立場から見た本議案の本質、すなわち自己に関わる議案が承認されることが自己の利益につながるという本質は、全該当者にとってまったく共通である。自己の議案の承認を欲する各議決権行使者にとって自己の利益を損ねない範囲で最も安全かつ現実的な行動は、全該当者が他の該当者の議案を承認する（すなわち、互いに承認し合う）ことである。本議案に係る過去の採決でも重要な取引条件を明らかにしないことは言うに及ばず、審議はおろか発言さえ一切ないまま、賛成の挙手をするのみで済ませてきた経緯を考えれば、このような状況下で本議案が否決される余地は将来に亘っても無いことが明らかであり、議案該当理事全員が本議案の全体に対し利益相反の状態にあることに何ら疑いはない。

回答では、また、該当者への報酬は各拠点の管理監督の代表として適正な額であり、法人利益に悪影響は与えないと主張しているが、これは議案提出者の主観に過ぎない。そもそも定年退職者を引き続き管理監督職に任ずることが法人にとって適切かどうか、それにより生ずる追加コストの法人財政に与える影響はどうか、といった全体的観点からの審議が求められているのであり、それをおこなう場が理事会である。

なお、定年退職者に引き続き管理監督職に就かせ定年前と同水準の報酬を支給し続けた場合、管理監督職を定年前の正規職員に適切に世代交代する場合に比べ、法人利益に悪影響を及ぼすことは自明であり、説明は不要と思われる。

最後に、常時審議に参加する理事者の人数条件につき、指摘が妥当なら現在の理事会そのものが成り立たないとの回答だが、自認されたとおり、少なくとも本議案を審議するに現在の理事会構成員では成り立たっていない。これへの採るべき対応は、所長級嘱託再雇用議案に含まれる理事兼務者を、非理事の他の正規職員へ変更すること（すなわち、世代交代を進めること）である。

回答「【理由2】について」への返答

回答では、報酬は理事会で定めた「定款」「役員報酬規程」「嘱託就業規則」「給与規程」に基づき定めた給与であると主張するが、まず、本議案で問題となっているのは嘱託再雇用者への報酬であり、「定款」、「役員報酬規程」及び（定年前の正規職員を対象とする）「給与規程」は、

いずれも本件と直接関係がない。

「嘱託就業規則」では第8条（給与）第1項で、常勤嘱託の給与のうち基本給以外は、（正規職員が対象の）「給与規程」を準用するとし、同条第2項では、定年退職者の退職直後の年度の基本給額の下限（定年時の基本給の60%）を定めるに留まっている。つまり、常勤の嘱託再雇用者に支払われる報酬の大半を占める「基本給」相当額につき、規定上、明確な定めは存在していない。（※なお、この明確な定めのない基本給相当額は、併せて支給が定められている賞与の算定根拠にもなっている（同第11条）。）したがって、利益相反の状態にある理事兼務者の審議に際しては、個別の取引条件（具体的にいくら支給されるのか）の開示が不可欠であることは明らかであり、「各拠点の管理監督の代表として適正な額」かどうかは、実際にその額を開示した上で、理事会で審議することである。

なお、回答に添付された「令和元年度社会福祉法人役員研修会資料」は、評議員会が承認する「役員報酬」に関する論点であり、ここではまったく関係がない。

また、顧問弁護士の見解は、もとより「貴法人の場合、…利益相反取引ではない」とした理由が明確に示されておらず、加えて、常勤嘱託再雇用者の基本給相当額に係る定めが、「理事会承認を経た一般的に定められた給与体系」の中に存在していない事実をも理解していないと思われ、採用するに値しない。

なお、東京都社会福祉協議会経営相談室の見解は、利益相反取引に該当する場合としない場合の両論を併記しているに過ぎず、現理事者方の見解を無条件に支持しているものではない点、よく読めば分かることである。

以上を法人全体の利益を最優先する立場から適切に理解し、本議案の差し戻しを速やかに行うよう、重ねて求める。

以上

令和 4 年 12 月 16 日

監事 富所 淳 殿

社会福祉法人東京コロニー
理事長 中村 敏彦

議案の差し戻し再請求への回答

令和 4 年 12 月 12 日付 貴殿からの議案差し戻し再請求について、繰り返しの説明になるが、法人の考えを改めて説明し、下記のとおり回答する。

【理由 1】について

法人と各理事個人が再雇用契約を締結する関係は、社会福祉法 45 条の 16 第 4 項で準用する一般社団法人等に関する法律第 84 条 1 項 2 号にいう「理事が自己のために」「法人と取引しようとするとき」（いわゆる「利益相反取引」）に、形式的には、該当することは承知している。

したがって、当該契約当事者となる理事個人は、特別利害関係を持つ理事であるため、理事会の決議に加わることができない（社会福祉法 45 条の 14 第 5 項）ことも認める。

しかしながら、同決議に、契約当事者以外の他の理事まで特別利害関係を持つ理事とは考えられていない。貴殿の主張は「議案当事者の立場から見た本議案の本質」が、「全該当者にとってまったく共通」であることをもって、各人の議決について利益相反行為としている。

それは、「自己の利益を損ねない範囲で最も安全な現実的な行動は、全該当者が他の該当者の議決を承認することである」と主張していることにある。

しかし、この自己の利益のために他の該当者を承認する議案であって、それぞれ該当者ごとの議案ではないとする主張は、貴殿の観念の操作による独自の判断であり、何ら客観的判断というべきものではない。

いずれも、再雇用に関わる議案であっても、再雇用の要件はそれぞれ異なるものであり、各該当者について、いずれも問題なく議決されたとしても、それぞれの要件に基づいて承認されたものであり、一つひとつ独立した議案として存在するものである。

繰り返すが、当該理事が退席の上の決議に、利益相反と判断すべき理由は何ら存在しない。この点に対する貴殿の主張は、法の趣旨を超えたものであり、逆に法人の経営を困難にする主張である。

【理由 2】について

通説判例によると、利益相反「取引」は、法人の利益から実質的に解すべきとされ、特に理事の報酬については、利益相反取引規程とは別に、社会福祉法 45 条の 35 に規定されており、これを根拠に、評議員会で承認を受けて、「役員報酬規程」を定めている。さらに、嘱託の給与基準についても「嘱託就業規則」に定めていることから、法が報酬規制をするお手盛り防止の趣旨を害する心配はない。

もっとも、貴殿が、嘱託の基本給自体について、下限の規制があるにすぎないためという理由で、規定に不備があると主張するのであれば、規定の見直しを求めるべきである。

しかし、定年退職時に従前の給与以上で契約することは、社会常識的にあり得ないことを前提に、下限のみを定めているのであり、それに沿った運用をしていることから、法が懸念するお手盛りの危険は、実際にはない。

したがって、貴殿が主張するような「個別の具体的な報酬予定総額の開示」のない決議であっても違法とはならない。

然るに、議案の差し戻し再請求についても応じられない。

以上

令和4年12月19日

理事会御中
監事各位

監事



理事会に提出された議案の差し戻し再請求(2)

令和4年12月16日付け「議案の差し戻し再請求への回答」(以下、回答)を受け、以下に返答するとともに、重ねて差し戻しを求める。

回答「【理由1】について」への返答

回答は、議案該当理事たちが「互いに承認し合う」関係にあるとの本質を「観念の操作による独自の判断であり、何ら客観的判断というべきものではない」と主張するが、本議案の審議の「客観」は、先にも述べた通り、「重要な取引条件を明らかにしないことは言うに及ばず、審議はおろか発言さえ一切ないまま、賛成の挙手をするのみで済ませてきた」理事たちの姿である。そして、すでに何年にも亘り問われ続けている再雇用更新の「理由」として毎年とおり一遍に挙げられる「後進の育成」について質されれば、その都度「育成が十分でない」との状況の漠然たる説明に終始し、明確な期日については言質を取られぬよう、ともすればやり過ぎそうとする、理事たちの姿勢である。

自己の定年日が分かっている以上、それまでに業務の引き継ぎを完了させるべきことは当然であり、嘱託再雇用期に入ってからもお引き継ぎがされないだけでなく、後進の育成も依然として「十分でない」とするならば、その責任はすべてその理事自身にあり、引き継ぎが出来ない(引き継ぎをしない)のは、そもそもその理事自らが定年後も嘱託再雇用で当面その地位に留まり続けることを暗に意図していたからに他ならない。

定年前の報酬額を維持したままの雇用更新は法人負担の増大なしに成り立ち得ないことが自明であるにもかかわらず、審議に必要なその報酬額の開示を拒む。議案提出者を含む理事たちのそのような姿勢は、自己都合の法人利益に対する優先の表れであり、そのような理事たちが、自己都合の実現に不必要な「面倒なこと」(他の同様の立場の理事の議案を客観的・批判的に審議すること)にまで敢えて関わることなど到底考えられない。これが、議案該当理事が他の該当理事に対して持つ利害関係であり、善管注意義務を負う法人の役員として法人の利益を最優先に判断した関係の実質である。

回答の「再雇用の要件はそれぞれ異なるものであり、…一つひとつ独立した議案」であるゆえに「契約当事者以外の他の理事まで特別利害関係を持つ理事とは考えられない」との主張こそが理事者方の自己都合を棚上げした「観念の操作」であり、定年及び嘱託再雇用の更新期限を定めた法人規定の本旨を無化させてきた行為の結果を、後付けで正当化する試みに過ぎない。

真に法の趣旨を踏まえるならば、所長級嘱託再雇用議案に含まれる理事兼務者を非理事の他の正規職員へ変更し、健全な法人運営に回帰させることこそが必要である。

回答「【理由 2】について」への返答

回答にある、(評議員会の承認を受けた)「役員報酬規程」は本件とは関係がない。

また、「嘱託の給与基準についても『嘱託就業規則』に定めていることから、法が報酬規制をするお手盛り防止の趣旨を害する心配はない」との主張も、実質的に定まっていないことが明らかである以上、単なる事実誤認に基づく見解に過ぎない。

「規定に不備がある」と主張しているのではなく、規定への理事者方の遵守状況に不備があるとの主張である。

なお、「法が懸念するお手盛りの危険」は、必ずしも一回に支払われる報酬額のみで判断されるべきものではなく、法人利益を考えれば、漫然たる契約更新を続けた結果支払われる毎年の報酬の累積額についても及ぶと考えるのが相当である。

「管理監督の代表として適正な給与額」との主張を盾に、社会常識をわきまえない更新を継続するならば、理事に対する特別の利益供与(法第 27 条)に抵触するおそれもあることを付言する。

以上を法人全体の利益を最優先する立場から適切に理解し、本議案の差し戻しを速やかに行うよう、重ねて求める。

以上

令和4年12月23日

監事 富所 淳 殿

社会福祉法人東京コロニー

理事長 中村 敏彦



議案の差し戻し再請求（2）への回答

令和4年12月19日付 貴殿からの議案差し戻し再請求（2）について、法人を代表して、下記のとおり回答する。

【理由1】【理由2】について

貴殿の主張する「各理事の報酬の開示を拒む」との指摘は間違いである。拒否しているのではなく、当該理事が退席の上の決議には利害関係は生じず、報酬は役員報酬ではなく、規程に基づいた給与であるので、開示の必要がないと主張している。

貴殿が、本差し戻し再請求（2）で主張している様々な見解は、貴殿の観念の操作でしかなく、事実誤認であり、実態を理解していないものである。

当法人の見解は、これまで、繰り返し主張してきたとおりである。

以上

令和4年12月31日

理事会御中
監事各位

監事

廣所 淳

理事会に提出された議案の差し戻し再請求(3)

令和4年12月23日付け「議案の差し戻し再請求(2)への回答」(以下、回答)を受け、以下に返答するとともに、重ねて差し戻しを求める。

回答「【理由1】【理由2】について」への返答

理事を兼務している嘱託再雇用者への「給与」の支払いは、それが嘱託再雇用者としての地位に対するものであれ、理事との取引である以上、利益相反取引である。そして、当該給与の具体的な金額につき、嘱託就業規則上基づくべき定めがない以上、当該「給与」額は、未だかつて一度も理事会承認を経っていないものである。ゆえに、利益相反取引の承認に際しての「重要な取引条件の開示」として、その金額をも明らかにしたうえ、当該金額も含めた理事会承認が必須である。

回答における「当該理事が退席の上の決議には利害関係は生じず」との主張は、これこそ理事の自己都合を棚上げし、善管注意義務を疎かにした「観念の操作」である。

そもそも理事会において、理事の嘱託再雇用の更新議案が、利益相反との認識はもちろん、自らが「利害関係」を持つ議案であるとの認識さえ、出席理事のいずれも持っておらず、当方から指摘を受けるまで、議案該当理事の個別の退席すらなされずに審議・採決が行われていたという事実(その程度の法律理解及び順法意識であったという事実)を忘れるべきではない。

社会福祉法人として、法人内規定を含む法令遵守を当然のこととし、その上で、法人全体の利益を最優先する立場から、本件を適切に理解し、本議案の差し戻しを速やかに行うよう、重ねて求める。

以上

令和5年1月10日

監事 富所 淳 殿

社会福祉法人東京コロニー

理事長 中村 敏彦



議案の差し戻し再請求(3)への回答

令和4年12月31日付 貴殿からの議案差し戻し再請求(3)について、法人を代表して、下記のとおり回答する。

当法人は、ご意見やご指導が理に適っている内容であれば、訂正能力は持ち合わせている。
「当該理事が退席の上の決議には利害関係が生じず」は、「観念の操作」ではなく「事実」である。

議案の差し戻し請求に関する、当法人の見解は、これまで、繰り返し主張してきたとおりである。

以上

理事会御中
監事各位

令和5年1月14日

監事

倉所 淳

理事会に提出された議案の差し戻し再請求(4)

令和5年1月10日付け「議案の差し戻し再請求(3)への回答」(以下、回答)を受け、以下に返答するとともに、重ねて差し戻しを求める。

回答への返答

定年後の嘱託再雇用の更新延長を期待する理事たちに、他の理事の同様の議案を審議する能力はまったくない。これが現在の理事たちの「現実」であり、「事実」である。

将来に亘る法人事業の継続と財政負担軽減の観点から、所長級管理職の正規職員への世代交代が望ましいという「法人の理」を適切に理解し、善管注意義務を果たすつもりがあるならば、毎年通り一遍の更新議案が何の疑問も議論もなく出てくることなどあり得ない。

回答で自負する「訂正能力」など、理事たちの個人的利益が害されない範囲でのみ働くに過ぎず、いざ自分たちの利害(再雇用更新延長の可否)に指摘が及べば、「規定に基づかない給与」をさえ「規定に基づいた給与である」と主張して聞かない始末である。

社会福祉法の改正により、すでに理事者にはこれまでの甘えが許されない時代に入っている。このことを適切に自覚し、真に法人全体の利益を最優先する立場から、本議案の差し戻しを速やかに行うよう、重ねて求める。

以上

令和5年1月20日

監事 富所 淳 殿

社会福祉法人東京コロニー

理事長 中村 敏彦



議案の差し戻し再請求（4）への回答

令和5年1月14日付 貴殿からの議案差し戻し再請求（4）について、法人を代表して、下記のとおり回答する。

貴殿の「同様の議案を審議する能力はまったくない」との主張は、根拠もなく、貴殿の「観念の操作」以外の何ものでもない。然るに、まったく理解できない。

現在の理事者は、個人的利益を目的に再雇用を受理しているのではない。また、理事会は個人の利益目的を達成するために本議案を承認決議しているものでもない。

世代交代が望ましいことは十分に理解しており、早期に実現できるよう人材育成に鋭意努力しているところである。それを「甘え」と主張するのは極めて乱暴であり、貴殿の価値観による妄想であり、社会問題でもある障害者福祉施設の人材確保が困難な状況にあることへの理解不足や、当法人の実態を把握していないものである。

そもそも、貴殿の「議案の差し戻し請求」の根拠は、理事を兼ねる嘱託再雇用者の審議における理事者個人の給与の公表であったはずで、繰り返される差し戻し請求の内容は、的外れており、悪意に満ちた理事者への侮辱にまで発展し、理事会を冒涇するものであり、法人運営を妨害するものでもある。

議案の差し戻し請求に関する当法人の見解は、これまで、繰り返し主張してきたとおりである。

以上

令和5年1月28日

理事会御中
監事各位

監事



理事会に提出された議案の差し戻し再請求(5)

令和5年1月20日付け「議案の差し戻し再請求(4)への回答」(以下、回答)を受け、以下に返答するとともに、重ねて差し戻しを求める。

回答への返答

本差し戻し請求は当初より以下の2点を求めるものであり、何ら変更点はない。

- 一 本議案の審議を最低限有効と見做し得るため、常時審議に参加する5人の理事のうち少なくとも3人以上が利害関係を持っていないようにすること
- 二 利益相反取引であるため、審議に際し、重要な取引条件である報酬総額を開示すること

なお、上記一については、現状の理事の構成を前提にすれば、当初議案の該当者である以下の5名のうち2名以上を定年前の正規職員に変更することが相当である。

当初議案の該当者である理事

1. 
2. 
3. 
4. 
5. 

「世代交代が望ましいことは十分に理解しており、早期に実現できるよう人材育成に鋭意努力しているところである。」との通り一遍の回答をいまだに繰り返すこと自体、甘えであることに気付くべきである。今の理事たちに求められていることは、「充分理解している」「人材育成に鋭意努力中」との、その場しのぎの空疎な返答ではなく、世代交代の「具体的な実行」である。

現所長級嘱託再雇用者の年齢及び次の世代の年齢を考えれば、もはや「人材育成」の段階であるはずもなく、現実には次の世代を速やかに所長級職に就かせ、必要があれば一定期間、前任者をサポート役に任ずることで対応できるはずである。

法人の財政負担増に帰する漫然たる所長級嘱託再雇用の更新こそが、社会常識に反し、健全な法人運営の阻害要因であり、公的資金拠出者への冒涇であることを客観的に自覚し、真に法人全体の利益を最優先する立場から、本議案の差し戻しを速やかに行うよう、重ねて求める。

以上

令和 5 年 2 月 3 日

監事 富所 淳 殿

社会福祉法人東京コロニー

理事長 中村 敏彦



議案の差し戻し再請求（5）への回答

令和 5 年 1 月 28 日付 貴殿からの議案差し戻し再請求（5）について、法人を代表して、下記のとおり回答する。

貴殿の「社会福祉法人の健全経営」の持論の展開には敬意を表すが、不毛の論議を続けられる姿勢は理解できない。監事として、現場を理解する努力をして欲しいものである。

社会福祉法人の監事は、理事の職務執行を監査することであり、貴殿の自身の価値観で、人事に踏み込んだ請求は、法人の運営に支障をきたすものである。

貴殿の主張する「通り一遍の回答」や「その場しのぎの空疎な返答」や「対応できるはず」や「所長級嘱託再雇用の漫然たる更新」や「法人運営の阻害要因」や「公的資金拠出者への冒涇」は、根拠もなく、貴殿の「観念の操作」という他ない。

議案の差し戻し請求に関する当法人の見解は、これまで主張してきたとおりである。

以上

令和5年2月6日

理事会御中

監事各位

監事



理事会に提出された議案の差し戻し再請求(6)

令和5年2月3日付け「議案の差し戻し再請求(5)への回答」(以下、回答)を受け、以下に返答するとともに、重ねて差し戻しを求める。

回答への返答

監事の職責は理事の職務執行の監査であり、法令等への違反行為が認められる場合には、それを指摘し、是正を求めることにある。

本差し戻し請求の理由は令和4年12月4日付けの請求(以下、当初請求)に記載の通りである。

当初請求の【理由1】は理事が当然に負うべき善管注意義務(社会福祉法第38条)違反によるものであり、【理由2】は理事の利益相反取引に係る規制を定めた社会福祉法第45条の16第4項(一般法第84条の準用)違反によるものである。

また、所長級職に定年後の嘱託再雇用者を登用する契約(一年契約)の漫然たる更新は法人規程『嘱託就業規則』第4条の本旨を無化する行為であり、理事への特別の利益供与を禁止する社会福祉法第27条に抵触しているおそれがある。

理事による法令・定款違反の行為は忠実義務(社会福祉法第46条の16第1項)違反である。

以上の状態を速やかに是正するため、本件につき修正議案の提出と再審議が必要である。

※言うまでもないことではあるが、本差し戻し請求の宛て先は理事会であり、理事長ではない。毎回不毛な回答を送り返してくる行為が時間の無駄であることは勿論のこととして、今後は、最低限、理事長の私情に基づく個人的主張と区別し、回答内容が理事会の総意であることが明確となるよう、発信者(回答者)欄には理事者全員の名前を記載するよう勧告する。

以上

令和5年3月7日

監事 富所 淳 殿

社会福祉法人東京コロニー

理事長 中村 敏彦



議案の差し戻し再請求（6）への回答

令和5年2月6日付 貴殿からの議案差し戻し再請求（6）について、法人を代表して、下記のとおり回答する。

貴殿が指摘している法令違反は、「観念の操作」による解釈に過ぎない。

議案の差し戻し請求に関する当法人の見解は、これまで主張してきたとおりである。

なお、回答書にあるように、法人を代表して回答しているのであって、理事者全員の総意であることを申し添える。

以上

令和5年3月30日

理事会御中
監事各位

監事



理事会に提出された議案の差し戻し再請求(7)

令和5年3月18日開催理事会に提出された第5号議案（所長級嘱託再雇用に関する件）（以下、追加議案という。）の審議についても、これまでとまったく同様に重大な瑕疵が認められたため、当該追加議案も併せ以下の嘱託再雇用契約の更新議案につき差し戻しを求める。

<嘱託再雇用理事の更新契約の概要>

	氏 名	年齢	更新 回数	議 案
1	■■■■■	■■■	20	本議案（令和4年12月3日理事会第3号議案）
2	■■■■■	■■■	8	同上
3	■■■■■	■■■	4	同上
4	■■■■■	■■■	3	同上
5	■■■■■	■■■	2	同上
6	■■■■■	■■■	4	追加議案（令和5年3月18日理事会第5号議案）

*年齢は2023年3月20日時点

これらはすべて法人と理事との利益相反取引に該当し、嘱託再雇用に係る明確な報酬体系が規定されていない下では、法律に従い、審議に際し取引条件（報酬総額）の開示が必要である。

また、これまでの更新の結果、理事総数7名のうち、議案提出者である議長（理事長）を除く上記全6名が当該利益相反議案の直接の対象者兼審議者となるに至っており、およそ法人利益を最優先した審議の実質が備わっているとは認められない。

これら議案（本議案と追加議案）の審議を最低限有効と見做し得るには、以下を満たす必要がある。

- ・利益相反取引に該当する者につき、個別具体的な報酬総額を開示すること
- ・常時審議に参加する5人のうち少なくとも3人以上が議案の対象者ではないようにすること（かつ、審議では、その3人のうち2人以上が反対しないこと）

以上を速やかに是正し、修正議案の再提出並びに審議をすること。

以上